

# 私立幼稚園・認定こども園に係る 利用者負担について

平成26年8月28日

## 施設別の特定負担額に関する留意事項

- 市町村の定める基本負担額に加えて、施設により特定負担額を徴収する場合には(いわゆる「上乘せ徴収」)、事前説明・書面同意の事前手続を通じて説明責任を果たすことが必要。
  - ・ 現在の募集や契約手続における納付金に関する説明・同意と基本的には変わるものではない。
    - ※ 契約時の説明書の運用を今後整理する予定。
  - ・ 特定負担額の用途の説明に当たっては、教育・保育の質の向上に向けた取組に充てることを明示した適切な費目を設定することが考えられる。複数の費目とその合計額を示した形で入園料という名目で徴収する対応も考えられる。
    - <個別の費目例> ①施設整備費、②施設維持費、③特定職員配置費、④特定職員人件費、⑤研修充実費、⑥〇〇教育経費、⑦〇〇職員雇用費 等
    - <複数費目と合計額を示す例> 入園料(施設整備費及び研修充実費) 〇円
- 特定負担額の徴収時期に制限はない(入園時、毎月、進級時、それらの組合せなど、事前に説明・同意を得た徴収時期に実施)。
  - ※ 特定負担額は教育・保育に要する費用の一部を構成するものであるため、入園前に納付した後に入園辞退することとなった場合には、原則として返還が必要と考えられる。他方、園児として受け入れるための事務手続等に要する費用については、必ずしも返還は不要と考えられる。私立大学・各種学校に関する平成18年11月27日最高裁判決・平成18年12月22日最高裁判決を踏まえた対応を基本とし、トラブルを防止する観点からは、返還条件などをあらかじめ示しておくことが望ましい。辞退者からのみ手数料を徴することも考えられる。
  - ※ 幼稚園の入園料は実質的に教育・保育に要する費用に充てられているが、それらに直接的に該当しない園児の受入準備費用などが含まれる場合もある。こうした費用については、特定負担額の事前手続の規制の対象ではなく、特定負担額とは切り分けた上で、民事・消費者契約として適切に運用することを前提に引き続き徴収することに問題ない。
- 特定負担額は、教育・保育に要する費用であり、消費税非課税となる。
- 特定負担額は、園則に記載することが必要(園則の定めで運営規程に代えられる)。
  - ※ 特定負担額に係る園則変更については、例えば入園内定時に特定負担額の一部を徴収するため早期に届出を行う必要があるような場合を除き、市町村の基本負担額を見極めるため年明けから年度末にかけての届出が一般的になると考えられる。

### 【保護者への周知例】

- ・ 当園においては、園児の居住する市町村の定める基本負担額を毎月(8月も含みます。)徴収します。
- ・ また、各施設で定める特定負担額として、以下のとおり徴収します。
  - 施設整備費及び研修充実費 入園時に20,000円
  - 職員配置充実費 毎月1,500円
- ・ これらのほか、学用品、標準服など、必要に応じて実費を徴収します。

5

## 実費徴収に関する留意事項

- 実費徴収の対象は以下のとおり。
  - 1 教材、学用品、制服、アルバム等
  - 2 特別行事、園外活動等
  - 3 1号認定子どもの給食(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)、2号認定子どもの主食
  - 4 スクールバス(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)
  - 5 その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用(PTA会費等)
- 実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意(書面同意は不要)を得る。
- 上記の対象の該当費目については、公定価格の設定に当たって、その全部又は一部を保護者の負担に求めることを前提としているものであるが、これらに該当する実費を徴収しなければならないものではなく、徴収の要否や額の設定は、各施設の判断である。
- 実費徴収は、給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税の方向で政府内で検討中。
- 実費徴収は、園則に記載する必要はない。

### (参考)給食の実施に要する費用に関する整理 下の※を参照

#### 【基本的な考え方】

- ・ 公定価格では、調理員の人件費、2号子どもの副食及び3号子どもの主食・副食の材料費を積算。
- ・ 市町村の定める基本負担額には、生活保護世帯を除き、2号子どもの副食及び3号子どもの主食・副食材料費を含めており、これらの材料費を重複して徴収することは不可。公定価格に含まれない2号子どもの主食材料費は、実費徴収が基本。
- ・ 1号子どもの給食費については、非常勤の調理員の人件費のみ公定価格に計上している(給食実施加算)。このため、不足分の人件費等は特定負担額として施設で徴収可能であり(上乘せ徴収)、給食材料費は実費徴収が基本。

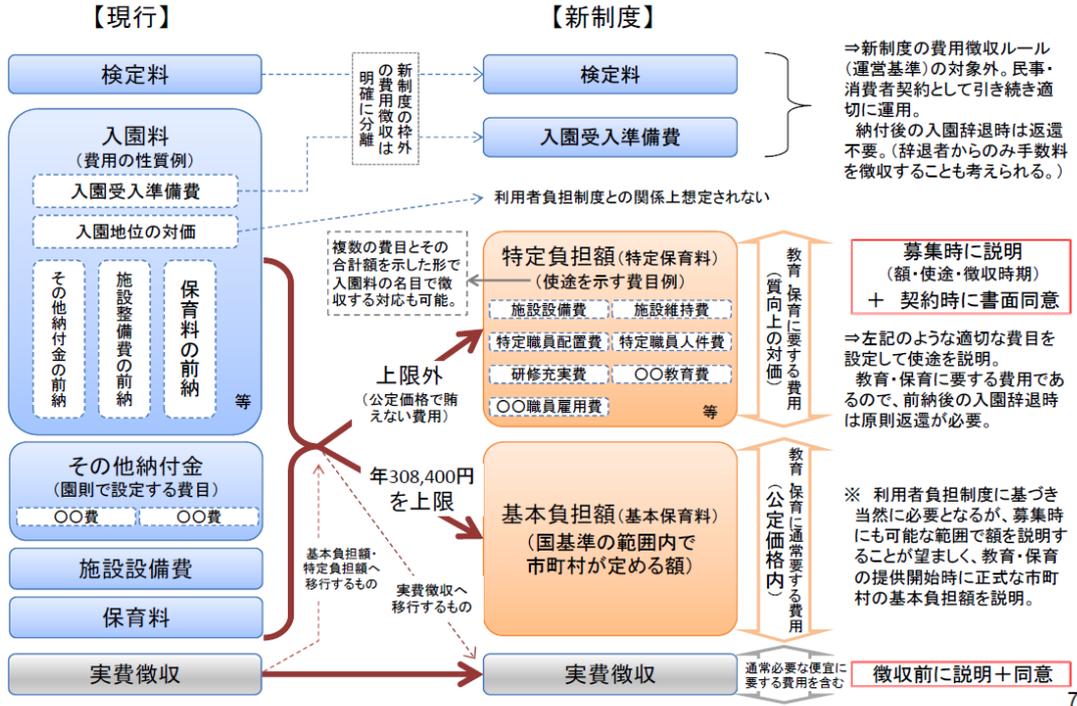
#### 【1号子どもに係る給食費の実際の徴収方法】

- ・ 施設型給付費には使途制限がある訳ではなく、また、外部委託する際など内訳が明記できない場合もある。また、施設にとっても保護者にとっても、給食に要する費用として一括して請求・支払を行う方が分かりやすい面もある。⇒ 対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収することも可能。
- ・ 保育料に食育の観点から実施する給食に要する費用を含める場合があり、就園奨励費の対象経費でもある。⇒ 特定負担額又は実費を徴収しないこととすることも可能。

6

※給食費(主食+副食)に関しては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化以降、教育認定のお子様も保育認定のお子様も、主食・副食材料費の両方を、保護者負担にて園に直接納めることになりました。

## 納付金等の徴收費目の変更イメージ



## 利用者負担に関する関係条文

### ◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額…（中略）…の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
  - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
  - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
  - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
- 4 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。



#### ※低額の保育料の取扱い

- 新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

# 自治体向けFAQ

## 【第17.2版】

平成31年3月29日

165	特定負担額や実費徴収に係る領収書	施設・事業者が特定負担額(上乗せ徴収)や実費徴収の支払いを受けた場合の領収書は紙で用意する必要がありますでしょうか。	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第13条第5項により、領収書の交付が必要ですが、銀行等での振込による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書、保護者の指定した口座からの引き落としにより支払いを受けることとしている場合は通帳の記載等をもって領収書に代えることも可能と考えられます。あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められます。
-----	------------------	--	---